

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	農産園芸課	検索番号	2-1
法令名	農産物検査法	根拠条項	22	
不利益処分	地域登録検査機関に対する適合命令			
(根拠規定)				
○農産物検査法 (適合命令)				
第22条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (都道府県が処理する事務)				
第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。				
(処分基準)				
○農産物検査法違反に係る行政処分及び公表の指針 (平成28年7月1日 県伺定め)				
1 行政処分の指針				
(1) 登録検査機関の行為が農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。)に違反していることを確認した場合、次に掲げる場合を除き、法第22条に定められた適合命令、法第23条に定められた改善命令又は法第24条に定められた登録の取消し若しくは業務停止の命令(以下これらの命令等を「行政処分」という。)を行う。 また、次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も行政処分を行う。				
[指導を行う場合]				
①登録検査機関の違反行為が役職員による過失であることが明らかであり、行為自体の悪質性が低く、農産物検査業務その他の業務に影響を及ぼさない程度のものである場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。				
②登録検査機関の業務運営に関し、法第17条第2項各号のいずれかに適合しなくなったが、緊急に改善を要しない場合は、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを指導する。				